

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第12回総会

令和2年12月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年12月15日 午後3時55分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第25号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之

係長 松原 義行

主任主査 鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

2番 蓬田 浩幸 委員

3番 氏家 浩 委員

会 長

それでは、総会日程第2の報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第5号、農地法第5条届出 整理番号1、2を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、2件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

次に、議案第25号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第25号、推進委員辞任の同意について】

推進委員辞任の同意について、詳細は協議会で報告したとおりです。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第26号、農地法第3条 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 早田 與喜治 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

借受人は、貸付人である平塚さんと一緒に農業に従事しております。申請地は、現在野菜を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、引き続き耕作する予定であります。

申請地までは車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、継続して耕作するとしており、周辺の農業の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第27号、農地法第5条 整理番号4、5を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号4につきましては、周辺の農地の状況から第2種農地となり、他の土地がないときは転用可能となる農地となります。

現在、水田ではありますが、今回の申請により駐車場とするにあたり、土壌の流出が無いように整地する計画です。

周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、必要最小限に抑えられるものと思われま。

整理番号5につきましては、農振農地は原則として許可できませんが、例外的に許可できるものがあります。今回については、一時転用事業に

該当となります。

今回の申請は、国の河川掘削事業に伴い発生する河川土砂の一時仮置き場とすることとなります。期間は許可日から3年間、令和5年12月までの計画です。

現在、採草地であり、今回の申請により河川土砂の一時仮置き場とするにあたり、土壌の流出が無いように仮囲いを設置し、法面形成を行う計画です。また、周囲の樹園地への土砂飛散がないように防塵ネットを設置する計画です。

土砂流出や飛散がないように適正管理を行うこと、対策を取ることとすれば、周辺農地への影響は少ないと判断いたします。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号4の地区担当である 渡辺 政一 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

整理番号4については、現在、水田として耕作されている農地です。

申請地は北側、南側、東側が通路及び町道に接しており、西側は境内敷地に接している農地です。

また、隣接する農地がない小規模な農地となっているところです。

今回、境内地に近い農地を転用し、参拝者用の露店駐車場とする予定です。

申請地は、駐車場として盛り土、敷砂利にて転圧し雨水による土砂の流出を防ぐ計画です。

雨水は敷砂利による地下浸透、また、敷地全体を南東側に勾配をつけ排水する計画になっております。

今回申請のあった農地について、駐車場敷地のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて、整理番号5の地区担当である 井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

整理番号5については、現在、採草地として耕作されている農地です。

今回河川土砂一時仮置き場への一時転用するにあたり、土壌の流出が無いように整地を行い、仮囲いを設置し流出しないようにしています。

また、隣接する果樹畑への土砂飛散防止のため防塵ネットを施工する計画であります。

周辺農地に土砂流出が無いように適切な管理を行うことであれば、周辺農地への影響は最小限になると思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第27号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第28号、農業経営基盤強化促進法、整理番号6から13（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、議案第28号の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ここで、整理番号6から9と13について、地区担当である 亀岡 範彦 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員 整理番号6から9と13について、現地を確認してきました。

会 長 整理番号6は、畑で、所有者宅より譲受人宅の近くに申請地があり、譲受人が耕作している農地もそばにあります。

整理番号7は、譲受人宅の裏にある所有農地に隣接しており、以前から申請地を借り受けし野菜を栽培しています。

整理番号8、9は、以前から双方のやり取りで現地は交換した形で耕作されています。効率性の向上が既に図られている状態で、整理番号8は桃、整理番号9は野菜を栽培しています。

整理番号13は、以前から申請地を借り受けて水稻を栽培していて、隣接する農地も耕作しています。

整理番号6から9と13については同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も、それぞれの用途を維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございました。続いて、整理番号10、11の地区担当である 岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員 整理番号10と11について、現地を確認してきました。

整理番号10の申請地は、譲受人所有する農地に隣接している畑です。野菜を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

整理番号11の申請地は、譲受人が借り受けし耕作している樹園地です。桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ相通的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続いて、整理番号12の地区担当である 横山 正春 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号12について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人宅に隣接する農地です。花卉花木、野菜を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第28号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、12月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和2年第12回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後4時15分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人